

多治見市債権管理計画（案）

（令和6年度～令和9年度）

維持・向上を図るために

令和6年2月

多治見市総務部財政課

1 はじめに

本市では、平成22年4月1日に制定した債権管理条例を基に、債権管理の適正を期することを目的として、債権管理計画（平成22年度及び平成23年度）を策定した。その後、平成24年2月、平成28年4月及び令和2年2月に、それぞれ計画期間を4年間とした計画の策定を行ってきた。これらの計画に基づき、適確な滞納処分や計画的な催告を行うとともに、納付資力が無く徴収困難な案件等については滞納処分の執行停止を行うなど、債権の整理にも取り組んできた。その結果、諸納付金の多くは、収納率の向上や滞納繰越額の削減など一定の成果を収めることができている。

また、債権管理実務の参考に「債権管理マニュアル」を作成し、改訂を重ねるとともに、「支払督促の実務」「相続による納付義務の承継」の各手引きを配付し、適正な債権管理に資する一助としている。

これまでの債権管理計画の実行と実績を踏まえ、さらなる市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平な行政の推進を図ることを目的に、令和6年度からの4年間の計画期間とした債権管理計画を策定することとした。

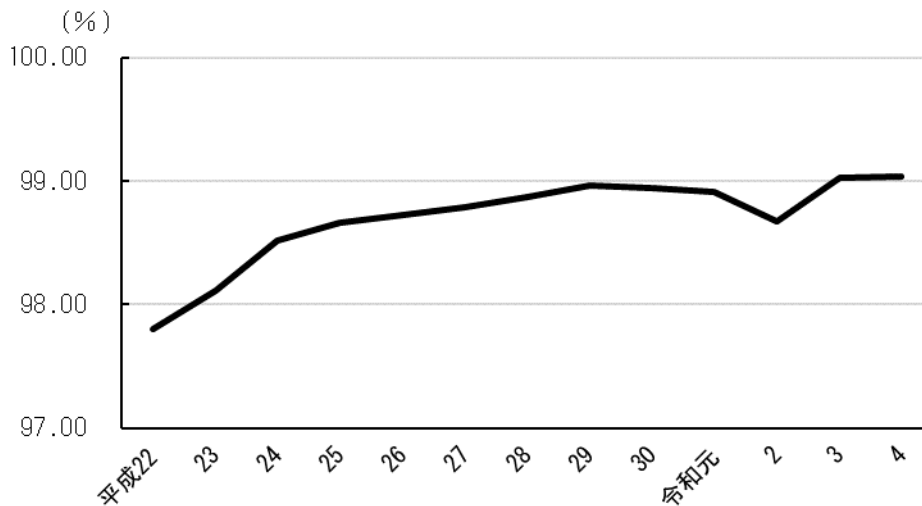
- 2 計画期間 令和6年度から令和9年度まで
- 3 対象科目 市税、国民健康保険料、後期高齢者保険料、介護保険料、保育料、し尿処理手数料、住宅使用料（駐車場使用料含む）、土地貸付収入、水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金
- 4 目 標 各科目の収納率の維持・向上を図る

5 これまでの経過と現状

(1) 概要

対象科目から企業会計分を除いた科目の現年度分の収納率について、債権管理計画を策定した平成22年度から令和4年度までの推移を下図に示す。

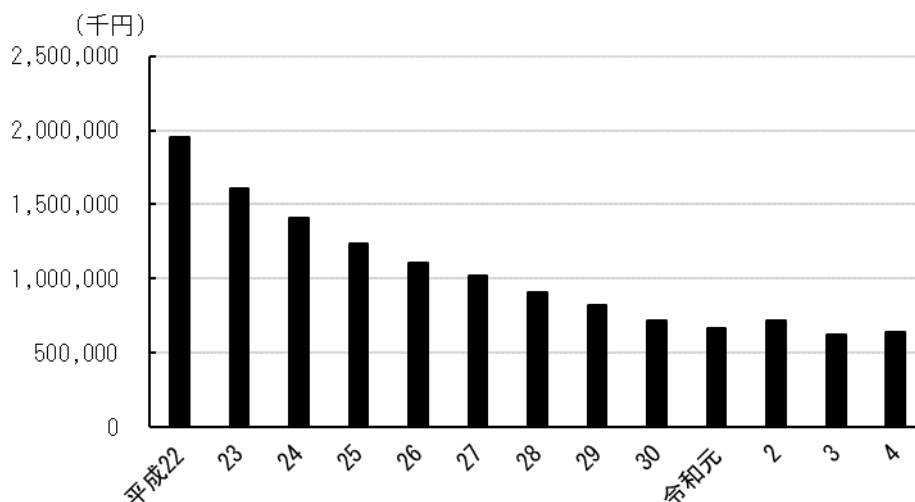
債権管理計画策定以降、収納率は向上しており、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んでいるものの、その後はコロナ禍以前の水準を上回っている。



現年度分収納率

また、対象科目から企業会計分を除いた科目について、現年度の未済額と滞納繰越分の未済額を合わせた滞納繰越調定額の推移を示すと、下図のとおりになる。

令和4年度決算時点の滞納繰越調定額は6億4,151万円で、平成22年度の滞納繰越調定額19億4,991万円に対して3分の1にまで圧縮されている。



滞納繰越調定額

※企業会計の科目：水道料金と、令和元年度以降の下水道使用料及び下水道受益者負担金
(企業会計は他の会計とは決算時期が異なるため、現年度収納率及び滞納繰越調定額の集計には含めていない)

このように収納率及び滞納繰越調定額の推移から、滞納処分も含めた債権管理が適正に行われていることがわかる。

本市では、これまで①税務経験が豊富な国税庁OBを収納指導に迎え、②会計年

度任用職員を外勤収納事務から内勤収納事務に切り替え、③県税事務所へ1年の職員派遣をして収納専門事務の修得にあたってきた。

これらにより、納付相談に加え、滞納処分をきめ細かく適時に行える体制が整えられた。特に、県税事務所で専門知識を得た職員が収納担当各課で徴収努力をしている成果は目覚ましいものがあり、滞納額の多い滞納者に対する交渉や裁判所による競売事件にもすぐに対応できている。収納担当職員に、「賦課をするだけでなく、徴収も行えて事業が成り立つ」という意識が醸成されてきた結果と思われる。

(2) 収納手段の拡大

本市では、平成23年度からコンビニエンスストアでの納付を、また令和3年度からは請求書払いのコード決済（いわゆる“スマホ決済”）による納付を行えるようにした。

納付方法ごとの件数の割合を集計した結果を下表に示す。平成29年度と比較すると、金融機関の窓口での納付が14パーセント程度減少している。これに対して口座振替の割合は4パーセント弱の増にとどまっているが、コンビニエンスストア収納が8パーセント弱の伸びを示している。一方、スマホ決済の割合はまだ低い。その利便性や社会全体のキャッシュレス化の進行により、今後スマホ決済の割合が件数・金額ともに高まるものと思われる。

直近の納付方法別割合

年度	窓口納付	口座振替	コンビニ収納	スマホ決済
令和4年度	21.33 %	52.83 %	22.49 %	2.83 %
令和3年度	21.81 %	53.75 %	22.03 %	1.94 %
平成29年度	34.99 %	48.90 %	14.80 %	—

集計対象：固定資産税、軽自動車税、市県民税（普通徴収）、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、し尿処理手数料、住宅使用料（駐車場使用料含む）、
※合計が100%とならないのは、過誤納金の“充当”があるため。

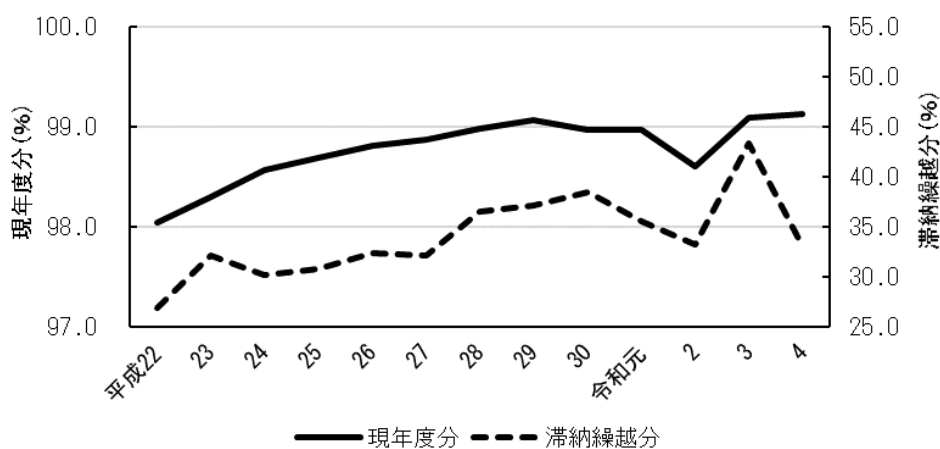
さらに、令和5年4月からは一部の市税について地方税お支払いサイトを活用した納付が開始された。これにより、全国ほぼ全ての金融機関で納付が可能となったほか、クレジットカードでの支払いも選択できることとなった。今後、国民健康保険料など他の科目への拡大も計画されており、利便性の高まりが収納率の向上につながることを期待するところである。

※一部の市税：固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市県民税（普通徴収）

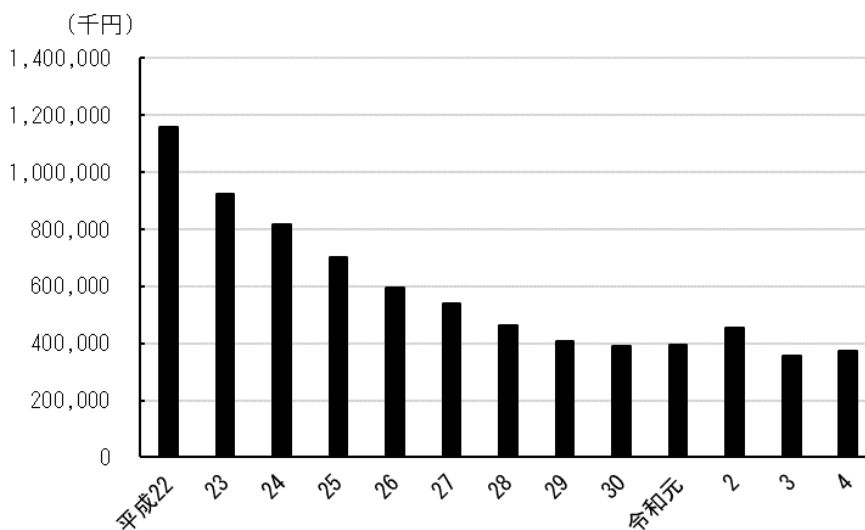
(3) 科目ごとの現状と課題

① 市税（税務課）

令和2～5年度目標値 現年度分 98.90% 滞納繰越分 30.00%



収納率（市税）



滞納繰越調定額（市税）

市税全体の調定額は毎年増加傾向であり、令和4年度の調定額は平成22年度に対して10パーセント弱増加している。それに対して現年度分の収納率も概ね毎年上昇しており、直近では99パーセントを超える高い収納率となっている。また、滞納繰越分の収納についても平成23年度以降30パーセントを超える実績をあげてきている。こうした結果、滞納繰越調定額も平成22年度当時11億5,659万円あったものが、令和4年度決算時点では3億7,187万円と約3分の1にまで圧縮されている。

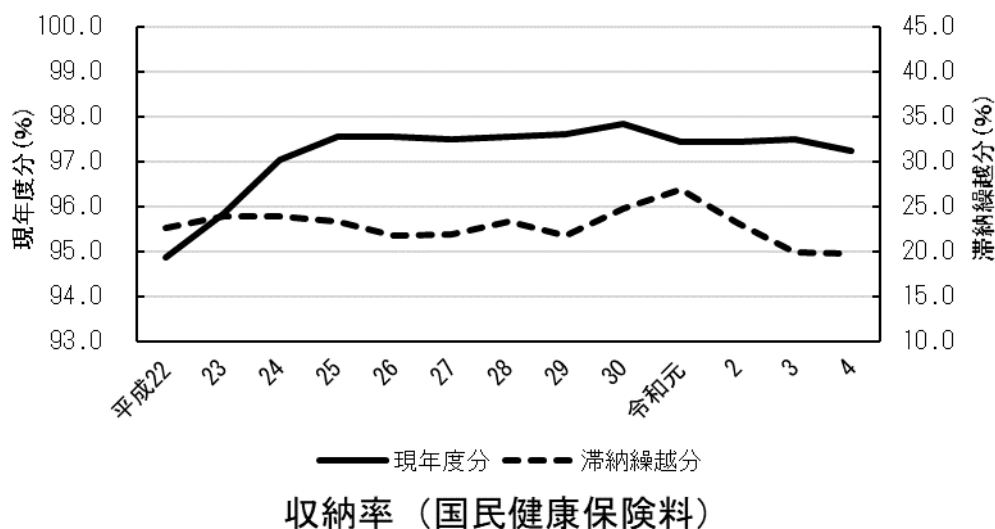
これは、不動産の差押だけでなく、即時換価効果がある預貯金や給与、年金、国税還付金、生命保険料掛金の差押などの処分を執行してきたことが効果を現したものと考えられる。また、スマホ決済の普及による納税の利便性向上や預金調査の電子化による迅速な滞納処分なども、高い収納率につながる要因となっている。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により国から徴収の猶予や減免の措置、滞納処分の抑制等の対応依頼があったことから、収納率が大きく落ち込んでいる。逆に、令和2年度に徴収猶予した税の納付が進んだため、令和3年度の滞納繰越分の収納率は一時的に伸長するという結果となっている。

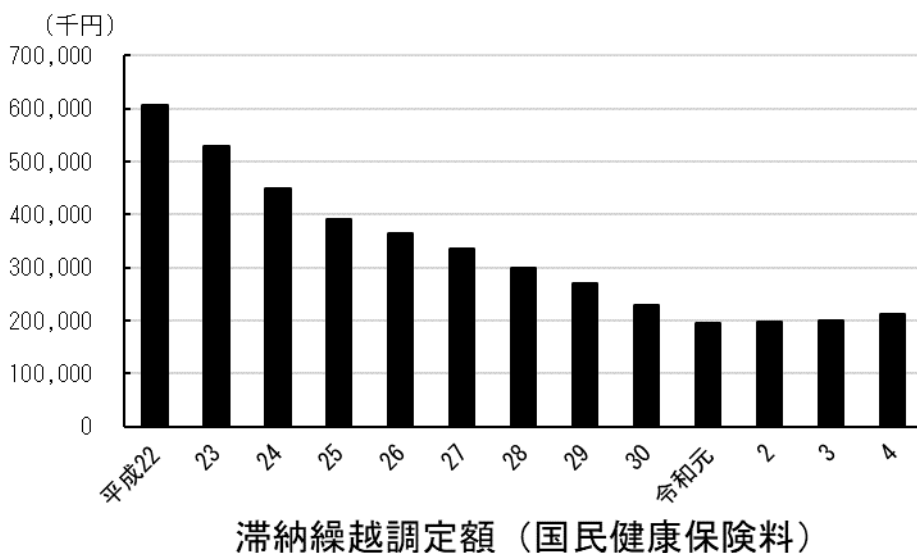
今後の課題としては、高額滞納者等に対する催告等に加え、新型コロナウイルス感染症の流行や諸物価の高騰により生活困窮となった滞納者からの納付相談等への対応が挙げられる。

② 国民健康保険料（保険年金課）

令和2～5年度目標値 現年度分 97.70% 滞納繰越分 23.20%



収納率（国民健康保険料）



滞納繰越調定額（国民健康保険料）

国民健康保険料の現年度分調定額は、被保険者数の減少により令和4年度で21億8,119万円と10年前と比較して約5億円減少しているが、収納率は現年度分で97パーセント台を維持している。

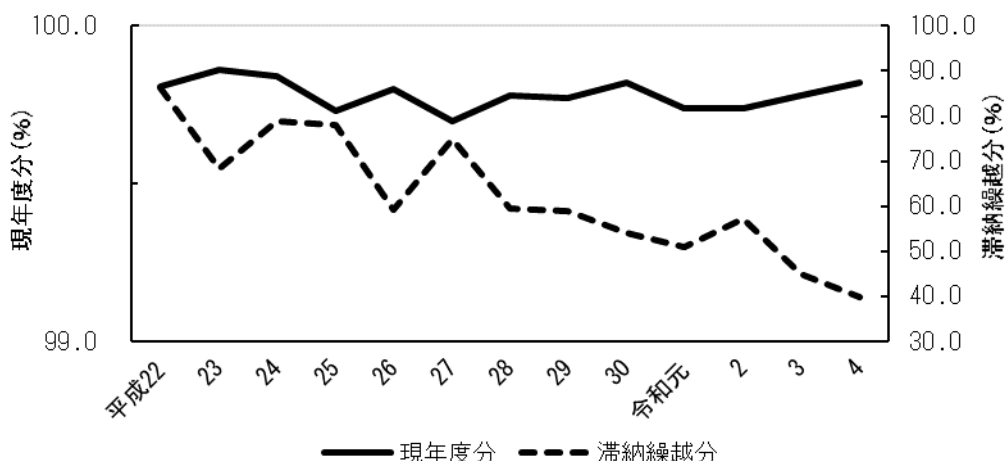
国民健康保険制度は、国民皆保険のもと加入が義務化されているものである。会社などの就労者とその扶養家族は社会保険に加入しており、近年は社会保険の適用拡大が国によって進められている。このため、国民健康保険の加入者の多くは自営業者などで、所得のある被保険者が減少傾向であるという根本的な問題が背景にあることを認識しておく必要がある。

その中で、現年度滞納者への電話催告等の取り組みが高い収納率の維持につながるとともに、きめ細かい納付相談と分納管理が滞納繰越調定額の圧縮（平成22年度と比べると令和4年度では約3分の1）につながっている。

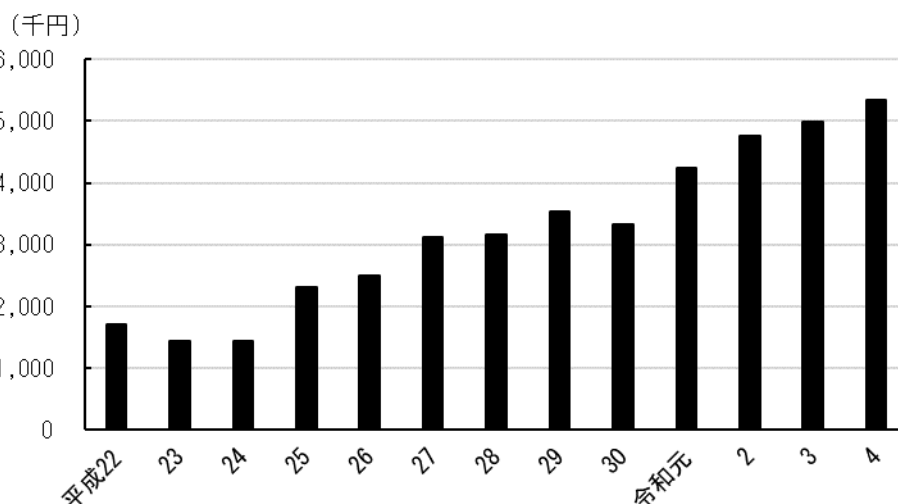
今後の課題として、市税と同様、高額滞納者等に加え、新型コロナウイルス感染症や諸物価の高騰により生活困窮となった滞納者への対応が挙げられる。特に、滞納繰越分は令和2年度以降、収納率も低下傾向であり、徴収困難事案は各種法令に則り滞納処分・執行停止処分も視野に入れた適切な対応が必要である。

③ 後期高齢者医療保険料（保険年金課）

令和2～5年度目標値 現年度分 99.80% 滞納繰越分 57.50%



収納率（後期高齢者医療保険料）



滞納繰越調定額（後期高齢者医療保険料）

後期高齢者医療保険料の現年度分調定額は、令和4年度で13億0,087万円となり、平成22年度の6億5,166万円の約2倍で、高齢者医療の増加が顕著である。

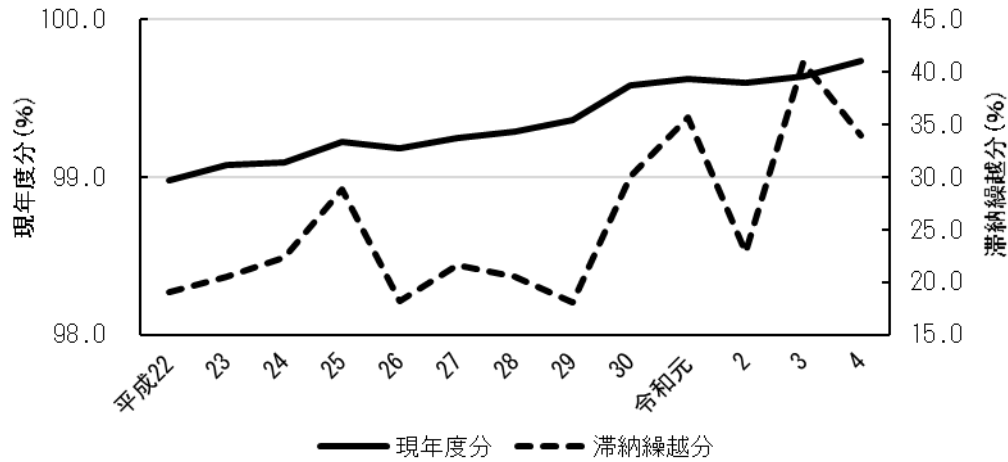
保険料の6割が特別徴収によるものであるが、それでも現年度の収納率が99.7パーセント以上を維持していることは、日頃の徴収努力が尽くされている結果と言える。

しかしながら、後期高齢者の増加は普通徴収対象者の増加も招いており、滞納繰越調定額は令和4年度決算時点で534万円と、平成22年度当時の171万円に対して3倍以上に増加しており、収納率も年々低下傾向を示している。

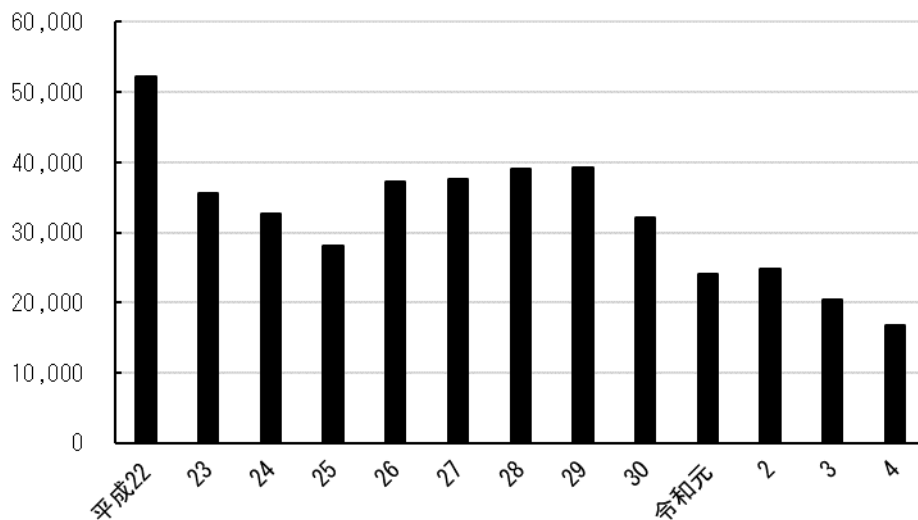
保険料が納められない所得の少ない高齢者の増加への対応が課題となるが、年齢的に資力の回復がほぼ望めないため、徴収困難となるおそれもある。徴収困難事案については、国民健康保険料同様、各種法令に則り滞納処分・執行停止処分も視野に入れた適切な対応が必要となる。

④ 介護保険料（高齢福祉課）

令和2～5年度目標値 現年度分 99.50% 滞納繰越分 23.40%



収納率（介護保険料）



滞納繰越調定額（介護保険料）

介護保険料の現年度分調定額は、令和4年度では23億9,607万円と平成22年度の12億1,763万円に対して2倍弱まで増えており、介護給付費が急速に伸びていることがわかる。

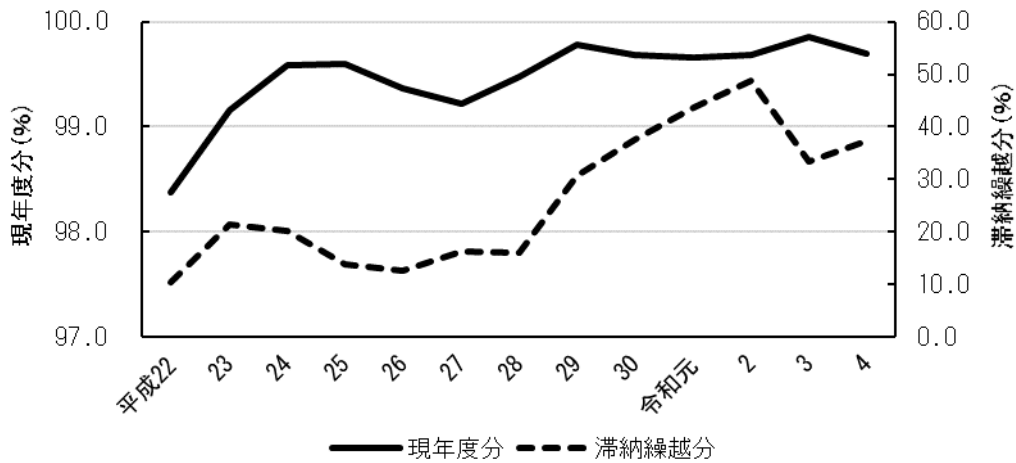
令和4年度決算時点の滞納繰越調定額は1,682万円で、平成22年度当時の5,228万円に対して3分の1以下にまで圧縮されている。

保険料の大部分が特別徴収によるものであることから、現年度分の収納率は99パーセント台後半の極めて高い値となっている。これに対して、滞納繰越分の収納率は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度には22パーセントにまで落ち込んだが、令和3年度以降はコロナ禍以前を上回る結果が出ている。

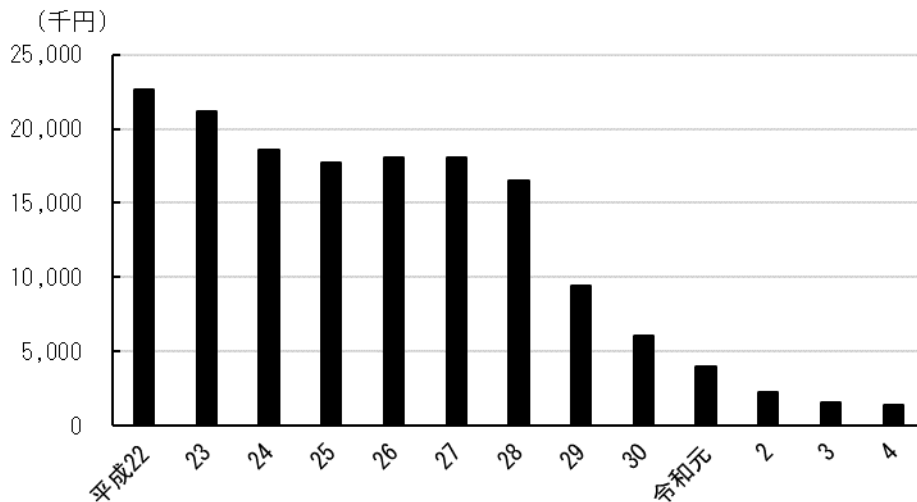
介護保険料の課題としては、市税や国民健康保険料と同様、高額滞納者等に加え、新型コロナウイルス感染症や諸物価の高騰により生活困窮となった滞納者への対応が挙げられる。

⑤ 保育料（子ども支援課）

令和2～5年度目標値 現年度分 99.60% 滞納繰越分 25.00%



収納率（保育料）



滞納繰越調定額（保育料）

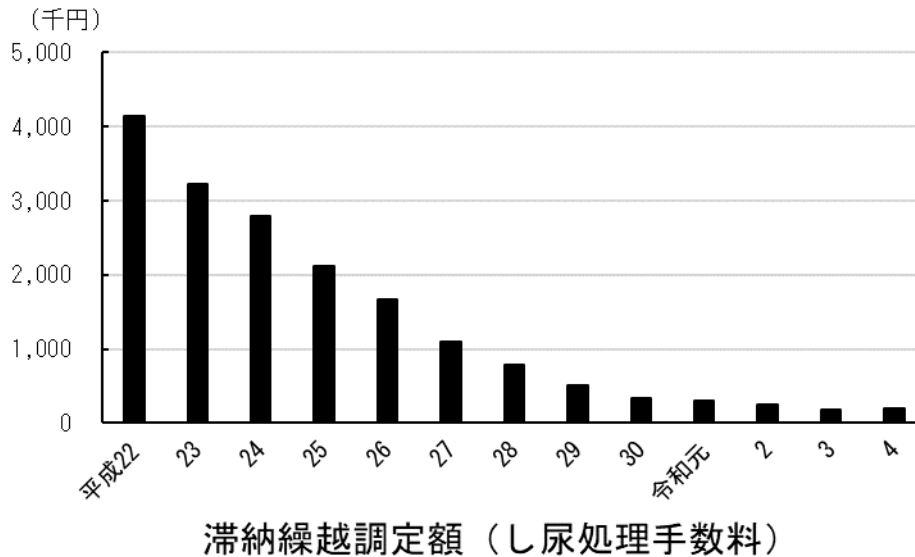
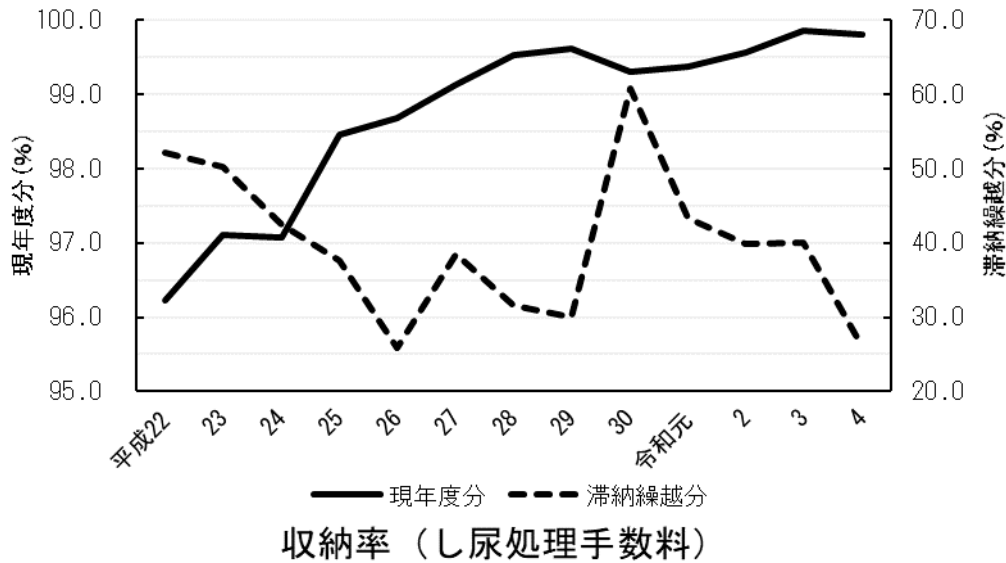
保育料の現年度分調定額は、令和4年度で1億5,191万円となっており、平成22年度の4億2,478万円に対して約3分の1に減少している。これは、0歳児～2歳児（非課税世帯以外）の保育料及び延長保育料を除いて、令和元年10月から保育料の無償化が始まったことによるものである。

現年度分の収納率は99.5パーセントを超えており、極めて高い値で推移している。また、滞納繰越分の収納率についても、平成29年度以降大きく伸びており、その結果として、令和4年度決算時点の滞納繰越調定額は140万円にまで減っている。

保育料の課題としては、滞納したまま卒園させないための早めの措置と、卒園後であっても確実に納付させるために滞納者の動向を常に把握することなどが挙げられる。

⑥ し尿処理手数料（上下水道課）

令和2～5年度目標値 現年度分 99.30% 滞納繰越分 35.50%



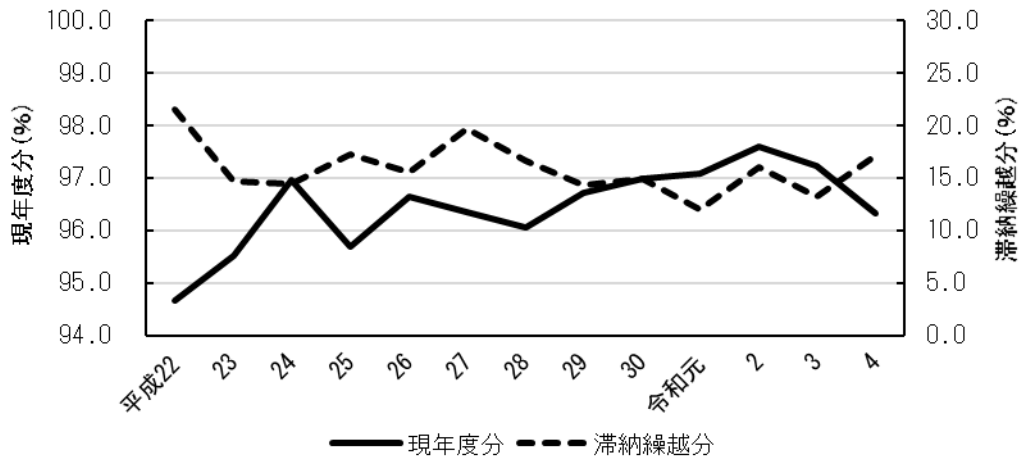
し尿処理手数料の現年度分調定額は、令和4年度で1,929万円となっており、平成22年度の4,502万円に対して、半分以下となっている。これは、汲み取りから下水道への切換えが進んでいることによるものである。

現年度分収納率については、平成27年度以降99パーセント台という高い値を維持している。これは、滞納者に対して汲み取りの停止などの措置を講じるなど、担当者の努力の結果が現れているものと考えられる。

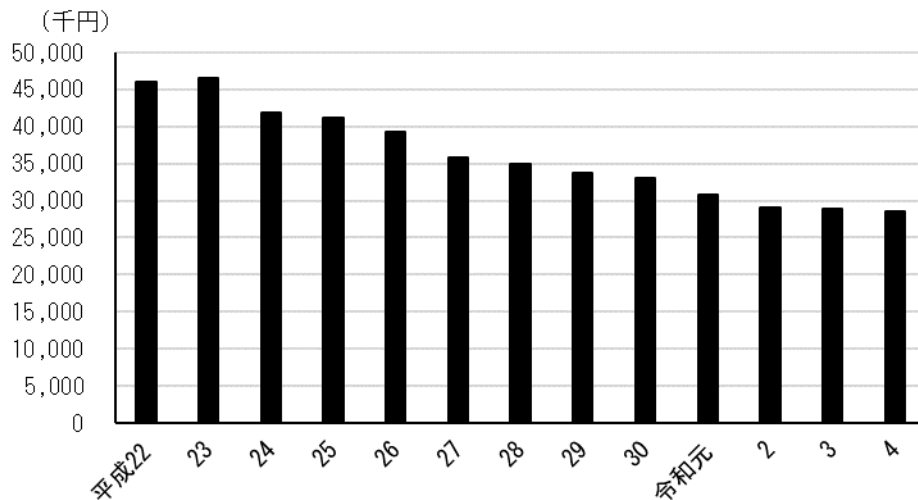
滞納繰越分の収納率は年ごとでばらつきが生じている。これは滞納繰越調定額が年々減少しており、令和4年度は19万円にすぎないため、1件の納付により収納率が大きく変動するレベルにまで達しているからである。残る滞納分については、行方不明となっている案件や相続人調査が必要な案件であり、滞納繰越分の収納率にこれ以上の向上を求めることは困難である。

⑦ 住宅使用料（駐車場使用料を含む）（建築住宅課）

令和2～5年度目標値 現年度分 96.70% 滞納繰越分 15.00%



収納率（住宅使用料）



滞納繰越調定額（住宅使用料）

住宅使用料の現年度分調定額は、令和4年度で1億2,644万円となっており、平成22年度の1億6,542万円に対して約4分の3に減少している。

令和4年度決算時点の滞納繰越調定額は2,853万円で、平成22年度当時の4,607万円に対して3分の2程度まで圧縮されている。

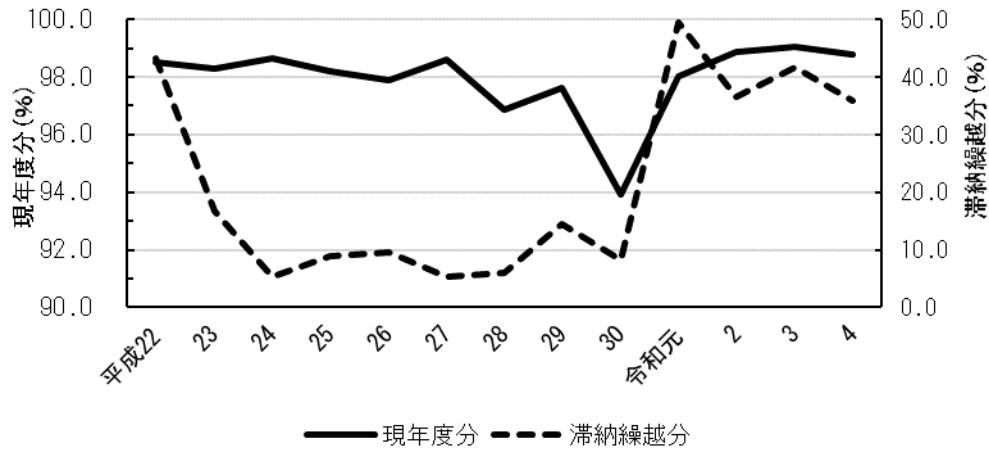
市営住宅入居率は60パーセント台に下がっているものの、入居者の高齢化が進んでおり、安定した収入の見込みが立たない入居者が増えている。こうした状況の中で、多額の滞納繰越分をどう整理していくかが課題となる。

また、入居時の連帯保証人が債権について関心が薄く、協力を得にくいといったことも課題の一つとなっている。

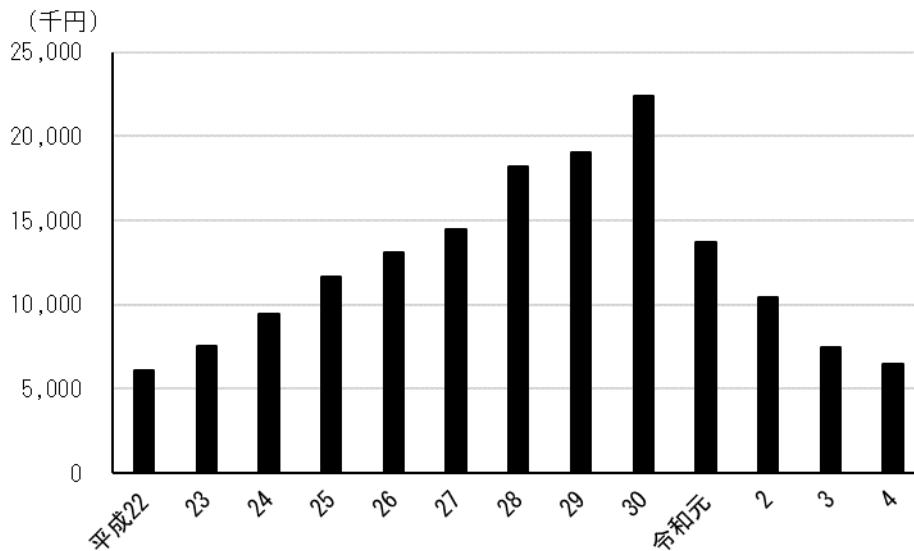
住宅使用料は、市に強制徴収権能を持たない私債権に分類されるものであるが、支払督促の制度を積極的に活用するなど、債権の整理をさらに進めていく必要がある。

⑧ 土地貸付収入（総務課・財産区含）

令和2～5年度目標値 現年度分 98.50% 滞納繰越分 16.00%



収納率（土地貸付料）



滞納繰越調定額（土地貸付料）

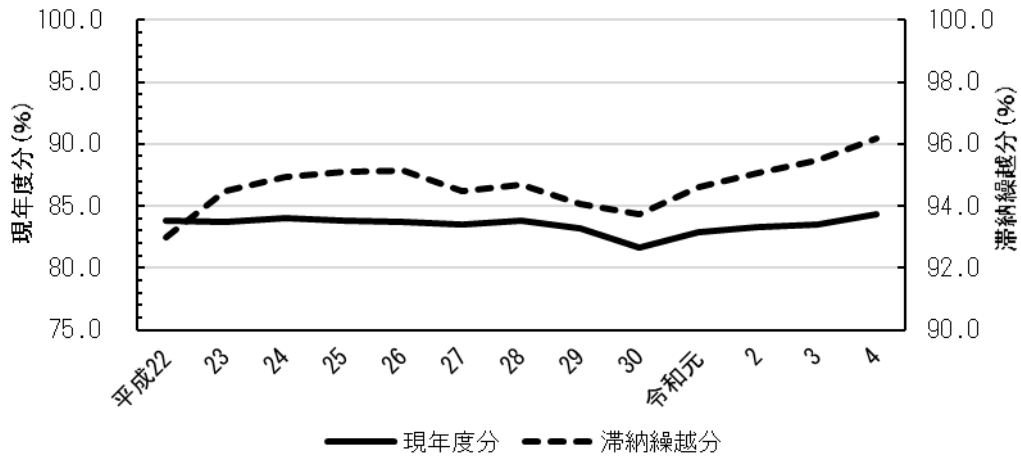
土地貸付収入の現年度分調定額は、令和4年度で1億4,257万円となっており、平成22年度の1億7,598万円に対して約20パーセント減少している。

現年度分収納率は、令和元年度以降98パーセント台を維持している。また、滞納繰越分の収納率は、訴訟や担当者による分納の履行監視により、令和元年度以降で30パーセントを超えている。これらの成果は、滞納繰越調定額の減少に現れている。

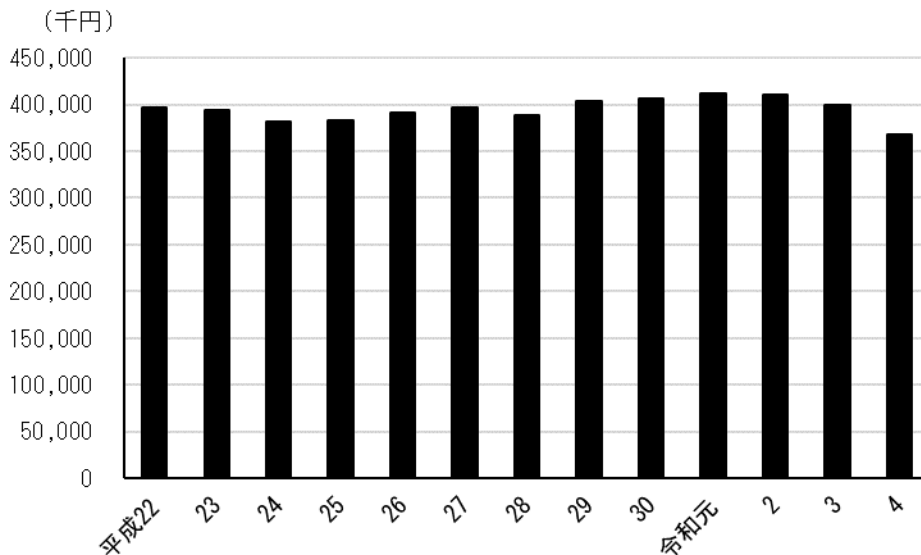
土地貸付は、使用者の直接利益供与に至っているものであることから、適切な滞納整理とともに、新たな滞納を発生させないよう滞納者に促していくことが課題となる。

⑨ 水道料金（上下水道課）

令和2～5年度目標値 現年度分 83.90% 滞納繰越分 95.30%



収納率（水道料金）



滞納繰越調定額（水道料金）

水道料金の現年度分調定額は、令和4年度で22億5,537万円となっており、平成22年度の22億8,716万円とほぼ同額である。

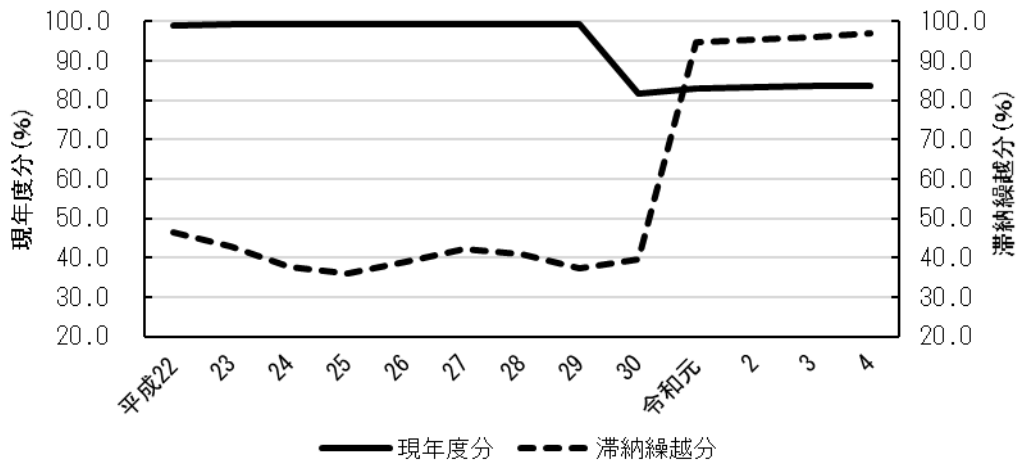
水道料金、下水道使用料については、公営企業会計であるため決算締め日が3月末日となる。そのため、現年度の調定額は12ヶ月分となるが、決算締め日までに徴収できるのは実質10ヶ月分となり、2ヶ月分は翌年度徴収（滞納繰越分扱い）となる。その結果、一般会計の諸納付金と比較して、現年度の収納率は低く、滞納繰越分の収納率は高く表れることとなる。

令和元年度以降の収納率は、現年度分、滞納繰越分ともに大きく上昇している。これは、一斉催告を随時の催告に切替えたことや、分納不履行1回で停水予告するなど、迅速できめ細かい対応が収納率の向上につながっているものと考えられる。滞納繰越調定額も僅かずつではあるものの減少しており、適切な債権管理が進められていると言える。

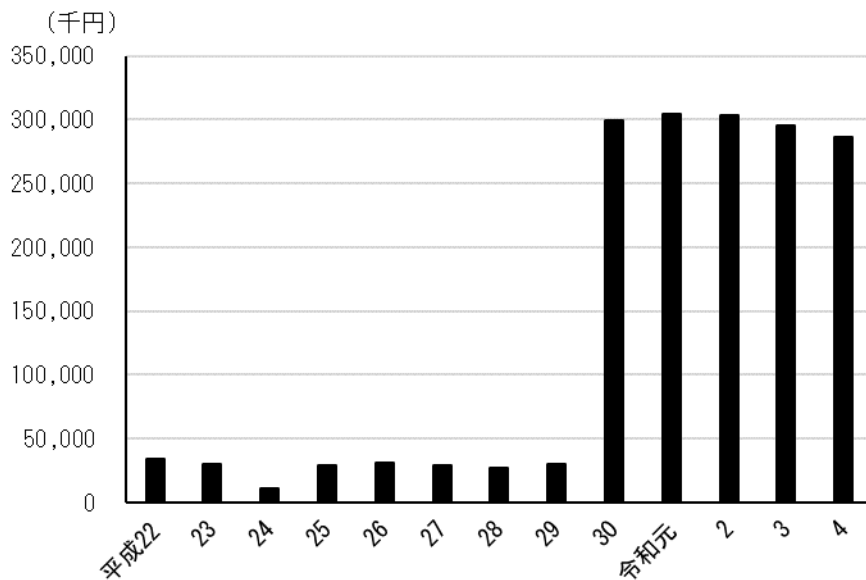
今後は、滞納繰越調定額の圧縮に向け、高額滞納者や滞納が長期に及ぶ者等に対する取り組みが課題である。

⑩ 下水道使用料（上下水道課）

令和2～5年度目標値 現年度分 83.90% 滞納繰越分 95.00%



収納率（下水道使用料）



滞納繰越調定額（下水道使用料）

下水道使用料の現年度調定額は、令和4年度で16億7,913万円となっており、平成22年度現年度調定額15億0,588万円から12パーセント弱の伸びを示している。これは、汲み取り等から下水道への切り替えが進んでいるためである。

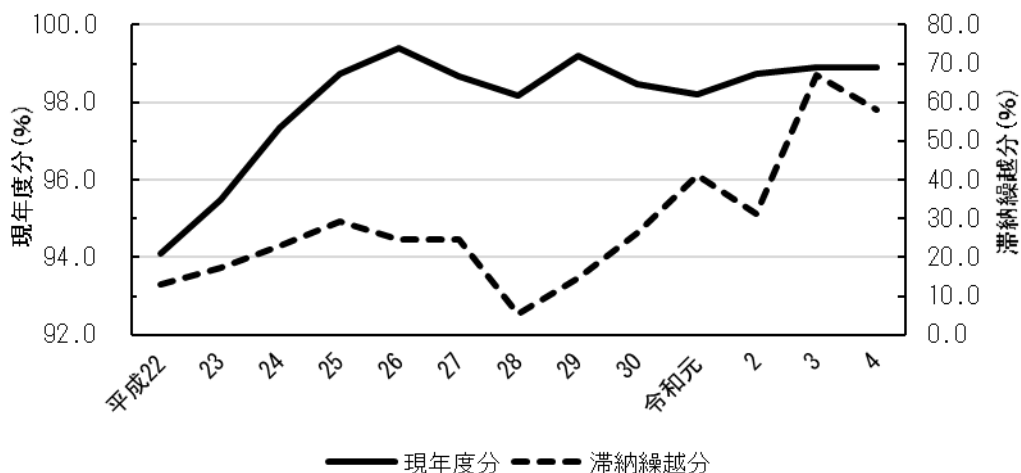
下水道事業は、地方公営企業法の全部適用により、平成31年4月1日から公営企業会計に移行した。収納率及び滞納繰越調定額が平成30年度で大きく変動しているのは、このためである。よって、これ以降の分析については、公営企業会計に移行した後の値についてのみ行うこととする。

現年度収納率は83パーセント台で安定しており、また、滞納繰越分の収納率も年々上がっている。こうした結果、令和4年度決算時点の滞納繰越調定額は約2,800万円であり、令和元年度の3,000万円からわずかではあるが減少している。

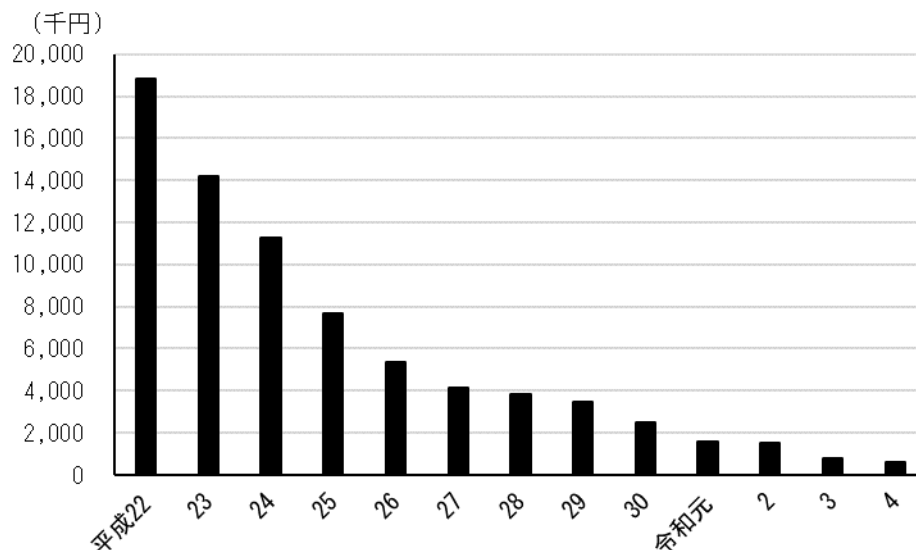
下水道使用料は、水道料金と同時に徴収していることから、滞納に対する措置として水道の給水停止をおこなっていることが、収納率の向上につながっているものと考えられる。

⑪ 下水道受益者負担金（上下水道課）

令和2～5年度目標値 現年度分 98.80% 滞納繰越分 26.00%



収納率（下水道受益者負担金）



滞納繰越調定額（下水道受益者負担金）

下水道受益者負担金は、法律上、都市計画法の中に位置づけられている。

現年度調定額は2,000万円から3,000万円台を推移している。現年度収納率は98パーセント台を維持しており、滞納繰越分についても平成28年度以降向上している。

こうした結果、滞納繰越調定額は、平成22年度の1,881万円から令和4年度には61万円まで減少している。

6 これまでの債権管理計画の達成状況

年度		30年度			元年度			2年度			3年度			4年度			5年度
科目	区分	目標	実績	判定	目標	実績	判定	目標	実績	判定	目標	実績	判定	目標	実績	判定	目標
市税	現年度	98.7	98.97	○	98.7	98.97	○	98.90	98.61	×	98.90	99.09	○	98.90	99.13	○	98.90
	滞納繰越	30.0	38.53	○	30.0	35.62	○	30.00	33.27	○	30.00	43.39	○	30.00	33.08	○	30.00
国民健康保険料	現年度	97.6	97.83	○	97.7	97.44	×	97.70	97.45	×	97.70	97.50	×	97.70	97.23	×	97.70
	滞納繰越	23.2	24.80	○	23.3	26.88	○	23.20	23.18	×	23.20	19.90	×	23.20	19.72	×	23.20
後期高齢者医療保険料	現年度	99.8	99.82	○	99.8	99.74	×	99.80	99.74	×	99.80	99.78	×	99.80	99.82	○	99.80
	滞納繰越	76.0	54.08	×	78.0	51.03	×	57.50	57.33	×	57.50	44.96	×	57.50	39.94	×	57.50
介護保険料	現年度	99.4	99.58	○	99.5	99.62	○	99.50	99.60	○	99.50	99.64	○	99.50	99.74	○	99.50
	滞納繰越	23.3	30.09	○	23.4	35.72	○	23.40	22.89	×	23.40	40.99	○	23.40	33.93	○	23.40
保育料	現年度	99.5	99.68	○	99.5	99.66	○	99.60	99.68	○	99.60	99.86	○	99.60	99.70	○	99.60
	滞納繰越	15.8	37.48	○	15.9	43.77	○	25.00	48.89	○	25.00	33.33	○	25.00	37.41	○	25.00
し尿処理手数料	現年度	98.3	99.31	○	98.4	99.38	○	99.30	99.57	○	99.30	99.86	○	99.30	99.81	○	99.30
	滞納繰越	35.4	60.79	○	35.5	43.27	○	35.50	39.94	○	35.50	40.14	○	35.50	26.10	×	35.50
住宅使用料 (駐車場使用料を含む)	現年度	96.6	96.99	○	96.7	97.07	○	96.70	97.59	○	96.70	97.23	○	96.70	96.33	×	96.70
	滞納繰越	16.0	14.87	×	16.1	12.05	×	15.00	16.01	○	15.00	13.24	×	15.00	17.08	○	15.00
土地貸付収入	現年度	98.5	93.90	×	98.6	98.03	×	98.50	98.87	○	98.50	99.04	○	98.50	98.80	○	98.50
	滞納繰越	15.0	8.32	×	18.0	49.43	○	16.00	36.51	○	16.00	41.77	○	16.00	35.97	○	16.00
水道料金	現年度	83.9	81.69	×	83.9	82.85	×	83.90	83.26	×	83.90	83.46	×	83.90	84.38	○	83.90
	滞納繰越	95.3	93.75	×	95.4	94.61	×	95.30	95.04	×	95.30	95.49	○	95.30	96.19	○	95.30
下水道使用料	現年度	99.3	81.77	—	99.3	82.91	—	83.90	83.36	×	83.90	83.53	×	83.90	83.47	×	83.90
	滞納繰越	37.7	39.68	○	37.8	94.63	—	95.00	95.35	○	95.00	95.87	○	95.00	96.94	○	95.00
下水道受益者負担金	現年度	98.7	98.48	—	98.8	98.20	—	98.80	98.73	×	98.80	98.90	○	98.80	98.91	○	98.80
	滞納繰越	25.8	26.21	○	25.9	41.06	—	26.00	31.17	○	26.00	67.07	○	26.00	58.05	○	26.00

(単位: %)

令和2年に見直した債権管理計画の計画期間は令和2年度から令和5年度であるが、この期間中には新型コロナウイルス感染症の流行など経済状況に大きな影響を及ぼす事態があったことから、コロナ禍以前とは異なる、極端な変動が徴収状況に生じた。このためここでの評価は、平成30年度から令和4年度までの5年間の収納実績を比較するよう、上表のようにまとめた。

債権管理計画で設定した目標値に対して達成を『○』、未達を『×』として示している。大きく目標をクリアした科目もある一方で、努力を尽くしたが達成しなかった例も見受けられた。なお、下水道使用料及び下水道受益者負担金については、公営企業会計へ移行した時期については評価の対象外としている。

これまで、滞納分の整理に相当の時間と人員を割り当て、重点的に取り組むことにより一定の成果につなげてきたところであるが、新型コロナウイルス感染症流行の長期化や国際情勢の不安定による経済への影響・物価高騰等、市民生活への大きな負担が続く中、取り組みを継続維持していく部分と、改善し向上を目指す部分を意識して、令和6年度から9年度までの目標設定を行うこととした。

7 科目別の目標収納率

(単位：%)

科目		令和2～5年度	令和6～9年度
市税	現年度	98.90	98.90
	滞納繰越分	30.00	31.50
国民健康保険料	現年度	97.70	97.10
	滞納繰越分	23.20	22.90
後期高齢者医療保険料	現年度	99.80	99.70
	滞納繰越分	57.50	37.00
介護保険料	現年度	99.50	99.50
	滞納繰越分	23.40	24.50
保育料	現年度	99.60	99.60
	滞納繰越分	25.00	26.20
し尿処理手数料	現年度	99.30	99.40
	滞納繰越分	35.50	35.50
住宅使用料 (駐車場使用料を含む)	現年度	96.70	96.80
	滞納繰越分	15.00	14.80
土地貸付収入	現年度	98.50	98.50
	滞納繰越分	16.00	16.80
水道料金	現年度	83.90	83.50
	滞納繰越分	95.30	95.10
下水道使用料	現年度	83.90	83.60
	滞納繰越分	95.00	95.50
下水道受益者負担金	現年度	98.80	98.80
	滞納繰越分	26.00	27.30

目標値は、令和6年度から令和9年度まで4年間、同じ値を設定する。

8 目標実現に向けた取り組み

(1) 科目全体

- ア 新規滞納を抑制するため、現年度分の納付督促を主として行う。
- イ 滞納者との納付相談には誠意を持って対応し、現年度賦課（課税）分の早期完納と、滞納分のすみやかな分割納付を目指す。
- ウ 分納誓約に対する履行監視を適切にし、納付遅れには早期の催告を行う。
- エ 滞納者の自主納付意識を向上させるため、戸別訪問ではなく文書又は電話にて催告を行う。
- オ 長期間納付のない案件について、速やかに調査を実施し、徴収可能な案件については、滞納処分や強制執行等も視野に入れ、徴収を行う。一方、徴収困難であることが判明した場合には、執行停止や権利放棄など適切な処理を行う。
- カ 督促手数料の廃止に伴い、督促手数料に対する問い合わせ対応や苦情処理に要していた労力を、本来の徴収業務に充てる。
- キ 収納専門対策監と収納指導担当は、収納担当課に対して収納状況の詳細把握等を実施する中で、複数科目滞納者や高額・長期滞納者への対応を協議する。
- ク 徴収事務研究会を定期的で開催し、情報共有を図る。
- ケ 納付方法の拡大については、利便性や安全性に加え、取扱手数料も判断指標として、研究を続ける。

(2) 市税（税務課）

- ア 高額滞納者に対し、現年度完納、滞納繰越分の早期完納に向けた納税相談を行う。
- イ 催告書については、定期的（年2回）に送付するだけでなく、必要に応じ適宜送付し、納税告知を尽くすとともに、滞納者の事情把握と納税意識の向上を図る。

(3) 国民健康保険料（保険年金課）

- ア 現年保険料の完納を重点に置き、催告・督促・納付相談等、適切な対応を継続する。
- イ 徴収困難事案は、各種法令に則り滞納処分・執行停止処分の効果を考慮した債権管理に努める。
- ウ 年々増加する外国人被保険者への対応について、多言語対応の納付勧奨案内等、効果的なアプローチ手段を研究する。

(4) 後期高齢者医療保険料（保険年金課）

- ア 現年保険料の完納を重点に置き、催告・督促・納付相談等の適切な対応を継続する。
- イ 徴収困難事案は、各種法令に則り滞納処分・執行停止処分の効果を考慮した債権管理に努める。

(5) 介護保険料（高齢福祉課）

滞納繰越分の増加抑制と適正な収納対策を講ずる。また、滞納が続いた場合のサービス利用時の不利益について説明し、納付意識の向上を図る。

(6) 保育料（子ども支援課）

市外転出者に対する処分方策の検討を進めるなど、滞納繰越分の解消に努める。

(7) し尿処理手数料（上下水道課）

し尿収集停止などの措置を活用し、滞納者に対する直接的な影響を強化し、債権の早期回収に努める。

(8) 住宅使用料(市営住宅駐車場使用料を含む)（建築住宅課）

ア 催告書や呼出状の送付並びに連帯保証人への連絡など、滞納に対しては早期に着手する。

イ 徴収が困難な案件については、権利放棄処分を検討する。

ウ 全課員が徴収事務に関して理解し、協力する。

(9) 土地貸付収入（総務課）

分納誓約を徴取し、その後の履行監視を行う。状況によっては、強制的な徴収を実施する。

(10) 水道料金（上下水道課）

ア 給水停止などの措置を活用して、滞納者に対する直接的な影響を強化し、債権の早期回収に努める。

イ 企業会計職員全員が、収納業務も重要な業務として認識し、効果的な滞納抑制策を検討する。

(11) 下水道使用料（上下水道課）

ア 給水停止など、水道料金との同時徴収の効果を最大化して、滞納者に対する強制力を強化し、債権の早期回収に努める。

イ 企業会計職員全員が、収納業務も重要な業務として認識し、効果的な滞納抑制策を検討する。

(12) 下水道受益者負担金（上下水道課）

催告書の送付や電話催告を通じ滞納繰越額の減少に努める。